

Zenken通信 (vol. 8)

▽ 今回のお届け情報

Title: 兵庫県「最低制限価格制度を5億円まで拡大」

Outline

添付資料P1~4

○兵庫県は、品質確保等への悪影響が懸念される低価格での応札実態を踏まえ、平成21年4月より、最低制限価格と調査基準価格を中央公契連モデルにあわせるとともに、最低制限価格制度の対象工事を現行の1億円未満から5億円未満に拡大する。

○また、技術と経営に優れた県内企業の成長を促進するため、入札制度も一部改正する。

【主な改正内容】

- ①総合評価方式について、7千万円以上の土木工事を対象に、評価項目に「地域固有の社会貢献への活動状況」等を加えた案件を約200件実施（4月～）
- ②等級格付け評価点数における「技術・社会貢献評価項目」の評価ウェイトを2倍強に引上げ（7月～）

担 当 : 事業企画課 林

Title: 福井県「指名競争入札を一部復活へ」

Outline

添付資料P5~9

○福井県は、県内の厳しい経済情勢を踏まえ、2月補正予算で対応する経済対策の公共事業について、指名競争入札を弾力的に活用する。
具体的な運用基準が決まり次第実施する予定。

○また、入札制度も一部改正し3月1日以降の公告から適用する。

【主な改正内容】

- ①総合評価方式における「地域貢献度」の評価ウェイトを約2倍に引き上げ
- ②低入札価格調査制度に失格判断基準を導入
- ③複数等級を対象とした入札参加機会の拡大（B等級企業のA等級工事の入札への参加）

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格など引き上げ

県改善
庫制度
兵入札

技術・社会貢献評価点数も

兵庫県は16日、09年度の
の入札・契約制度改善策
を発表した。

最低制限価格や調査基
準価格を引き上げるほ
か、技術と経営に優れた
点数を引き上げる。測量

・建設コンサルタント等
業務も技術・社会貢献評
価の対象項目を拡大す
る。

最低制限価格は、契約
予定金額5億円未満（現
行1億円未満）に拡大す
る。現行から直接工事費
を10%、共通仮設費を20
%それぞれ増やし、現場
管理費は10%引き下げ
る。改正後は直接工事費
の95%、共通仮設費の90
%、現場管理費の60%、
一般管理費30%の合計額
とする。

低入札価格調査制度は
5億円以上が対象。調査
基準価格は最低制限価格
と同じ算定式とし、調査

最低制限価格は直接工事
費の90%、共通仮設費の
70%、現場管理費の60%、
一般管理費30%の合計
額。いずれも4月から実
施する。

総合評価落札方式につ
いては、評価項目に▽県
内下請企業の活用状況▽
地域固有の社会貢献への
活動状況を追加。契約予
定金額7000万円以上
の土木工事で適用し、09
年度はおおむね200件
で実施する予定。

また、7月からは技術
・社会貢献評価項目の配
点を2倍強（工事成績の
加点部分は3倍）に引き
上げ、CPD（継続学習
制度）単位取得者在籍

（6点）を評価項目に加
える。

一般競争（公募型）入
札と制限付き一般競争入
札の参加要件となる技術
・社会貢献評価点数につ
いては、公募型が一般土
木90点（現行30点）、建
築50点（同20点）、電気
・管30点（同10点）に引
き上げる。

測量・建設コンサルタ
ント等業務では、技術・
社会貢献評価対象項目に
▽CPD単位取得者在籍
▽災害応急対策業務の要
請出勤など13項目を追
加。企業評価の統一的基
準となる総合数値も導入
する。いずれも7月から
実施する。

作成年月日	平成21年2月16日
作成部局課室名	県土整備部県土企画局契約管理課

平成21年度 建設工事等に係る入札・契約制度の改善

1 建設工事の入札における最低制限価格等の引上げ

公共工事の品質確保等への悪影響が懸念されるような応札実態を踏まえ、最低制限価格及び調査基準価格に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式を採用するとともに、調査最低制限価格の係数の一部を中央公契連モデルに対応させる。

(1) 最低制限価格（適用：契約予定金額1億円未満工事 → 5億円未満工事）

【最低制限価格】

	現 行	改正（案）
算定式	直接工事費×0.85 +共通仮設費×0.7 +現場管理費×0.7 +一般管理費×0.3	直接工事費×0.95 +共通仮設費×0.9 +現場管理費×0.6 +一般管理費×0.3

(2) 低入札価格調査制度（適用：契約予定金額1億円以上工事 → 5億円以上工事）

【調査基準価格】

	現 行	改正（案）
算定式	直接工事費 +共通仮設費 +現場管理費×0.2	直接工事費×0.95 +共通仮設費×0.9 +現場管理費×0.6 +一般管理費×0.3

【調査最低制限価格】

	現 行	改正（案）
算定式	直接工事費×0.85 +共通仮設費×0.7 +現場管理費×0.7 +一般管理費×0.3	直接工事費×0.9 +共通仮設費×0.7 +現場管理費×0.6 +一般管理費×0.3

○ 低入札価格調査の対象工事価格の引上げ及び本庁一括実施

低入札価格調査の対象工事価格を引き上げて、技術力等によるコスト縮減の余地が大きい5億円以上とし、5億円未満については、最低制限価格制度の対象として、入札・契約手続きに要する期間を短縮して、速やかな発注を行う。

なお、5億円以上の工事の低入札価格調査については、本庁で一括して調査する。

[実施時期]

平成21年4月

2 建設工事の入札における総合評価落札方式の充実

公共工事の品質を確保するため、価格だけでなく価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式について、その適用範囲を拡大する。

また、県内の厳しい雇用情勢に対する配慮や、地域固有の社会貢献活動を評価するため、評価項目を追加する。

(1) 適用範囲

現 行	改正（案）
目標件数：120件	原則として、契約予定金額7千万円以上の土木工事（概ね200件）

(2) 評価項目の追加

- ア 県内下請企業の活用状況
- イ 地域固有の社会貢献への活動状況

[実施時期]

平成21年4月

3 建設工事の等級格付け評価点数における技術・社会貢献評価点数割合の引上げ

入札にあたっては、企業の経営力等を評価する経営事項審査点数に加え、地域への貢献度を評価する技術・社会貢献評価点数の双方により、企業を評価している。

企業の社会への貢献がより強く求められるなか、経営事項審査点数に対する技術・社会貢献評価点数の割合を2倍強に引き上げる。

(1) 技術・社会貢献評価項目の配点の引上げ

各評価項目の点数を2倍（ただし、工事成績の加点部分は3倍）

(2) 技術・社会貢献評価項目の追加

CPD（継続学習制度）単位取得者在籍 6点

[実施時期]

平成21年7月

4 建設工事の入札参加要件とする技術・社会貢献評価点数の引上げ

建設企業の技術力や社会貢献状況を評価しその健全な育成を図るため設けている入札参加要件点数について、技術・社会貢献評価点数の取得が進んでいること等を勘案した上で、より一層適正に評価して技術と経営に優れた県内企業の成長を促すため、下表のとおり引き上げる。

入 札 区 分		入札参加要件点数		
		一般土木	建 築	電気・管
公募型 一般競争 入 札	一般土木 2.5億円～			
	建築 4.5億円～	(30)→90点	(20)→50点	(10)→30点
	電気・管 2.5億円～			
制限付き 一般競争 入 札	一般土木 7千万円～2.5億円			
	建築 2億円～4.5億円	(20)→60点	(10)→30点	(8)→25点
	電気・管 1億円～2.5億円			
	一般土木 2千万円～7千万円			
	建築 1億円～2億円	(0)→30点	(0)→15点	(0)→10点
	電気・管 5千万円～1億円			

注）（ ）内数値は現行の入札参加要件点数

[実施時期]

平成21年7月

3

5 測量・建設コンサルタント等業務の入札における企業評価の充実

測量・建設コンサルタント等企業の技術力や社会貢献活動を適正に評価し、その健全育成を図るため、昨年度から導入している技術・社会貢献評価制度の拡充を図るとともに、建設工事における経営事項審査点数に準じた評価点数（総合数値）を導入して、その多寡を入札参加機会に反映する。

(1) 技術・社会貢献評価対象項目の拡大

現行の6評価項目に加え、企業の技術力や社会貢献活動などを評価する13項目を追加する。

6項目 → 19項目

〔主な新規追加項目〕

- ・ CPD単位取得者在籍
- ・ 災害応急対策業務の要請出動
- ・ 地域づくりのために資する重要な活動
- ・ 公共施設への愛護活動

(2) 入札参加要件点数の設定

ア 測量・建設コンサルタント等業務における入札参加者は、技術・社会貢献評価点数の一定点数以上の取得者に限ることとする。

イ 入札参加者の中で技術・社会貢献評価点数の高い者に対しては、より多くの入札参加機会を付与する。

〔実施時期〕

平成21年7月（(1)及び(2)関係）

(3) 総合数値の導入

企業評価の統一的基準となる総合数値を導入して、その多寡を入札参加機会に反映する。

〔実施時期〕

平成22年7月（(3)関係）

【問い合わせ先】 県土整備部県土企画局契約管理課 TEL078-362-4241 Fax078-362-3333

公共工事の指名競争入札を一部復活へ 福井

2月18日8時2分配信 産経新聞

県は悪化する経済情勢を踏まえ、原則として一般競争入札で行っている公共工事の入札で、指名競争入札を一部で復活させる方針を17日の経済対策連絡会議で明らかにした。速やかな入札で地元業者への発注を促進し、景気浮揚効果を狙う。また地元への密着度を配慮するなどの制度改革を3月1日以降の入札公告で適用する。

昨年4月の入札制度改革で県は原則として指名競争入札を廃止したが、受注減に苦しむ建設業界の救済策として指名競争入札を弾力的に使うとした。制度改革は緊急時を除くとしており、現在の経済危機が例外に該当すると判断した。2月補正予算で対応する。

このほか分離分割発注を進め、地元の仕事を増やすことにしている。

一方、新たな制度改革では総合評価落札方式で災害復旧、除雪など地域の防災貢献を重視し、県内業者の下請け活用や県産品の使用などを評価項目へ追加。等級がBランクの業者について、Aランクの入札に参加できるように入札参加の範囲を緩和する。

また、低入札を防ぐため直接工事費や現場管理費など4項目に失格の基準を設け、下請けなどへの不当なしわ寄せ、工事品質の低下を防止する。

改革の3月実施は年度末をまたいでも工事発注が滞らないようにするため。

平成 21 年 2 月 17 日
土 木 部

より適切な執行に向けた入札制度の改正について

1 趣旨

県の発注する公共工事・業務委託等をより適切に執行するため、受注業者の持つ技術力を的確に評価し、さらに一層の向上を促すとともに、災害復旧、除雪等地域の防災力維持の面における貢献度などにも配慮し、当面、以下の方針で入札制度を改正する。

2 概要

(1) 総合評価落札方式における評価項目および配点の改正 〔別添資料 1 参照〕

- ① 建設業者の地域への貢献度の評価の重視
- ② 「県内建設業者の下請けへの活用」および「県産品の活用」の評価項目への追加
- ③ 過去の実績など配置予定技術者の技術力の評価の重視

(2) 低入札対策の強化

項目ごとに数値的な判断基準を導入することによって、低入札による不良・不適格業務の発生を防止する。

〔失格判断基準〕 直接工事費の 75%、共通仮設費の 70%、現場管理費の 60%、
一般管理費の 30% のいずれかを下回った場合

(3) 複数等級を対象とした入札の拡大 〔別添資料 2 参照〕

小規模な建設業者がより高度な業務に参加することで、技術力の向上を図れるように入札に参加できる業者の範囲（等級）を拡大する。

(4) 測量、設計等の業務委託に係る指名業者数の弾力的設定

測量・設計等の業務委託は、業務の特性や受注する業者の状況が公共工事と異なるため、これらの業務の特殊性を踏まえた入札制度を公共工事と別に設定する。（指名業者数を 8～15 者で弾力的に設定する。）

3 適用時期

平成 21 年 3 月 1 日以降に行う入札公告から適用

平成20年度の経済対策(公共事業)の執行に係る特別な対応

今年度内に実施する経済対策(公共事業)の執行に当っては、迅速な執行と景気浮揚効果の発揮が特に強く求められることから、事業の発注・執行において以下のとおり特別な対応を行う。

1 指名競争入札の弾力的な活用などによる迅速な契約の執行

2 工事発注に当たっての配慮の徹底

(1) 分離・分割発注による地元発注の促進

(2) 県産品の活用

(3) 工事代金等の早期支払い

3 国等の発注工事における地元発注の要請

「土木一式」
(簡易型) の例

評価基準の改正

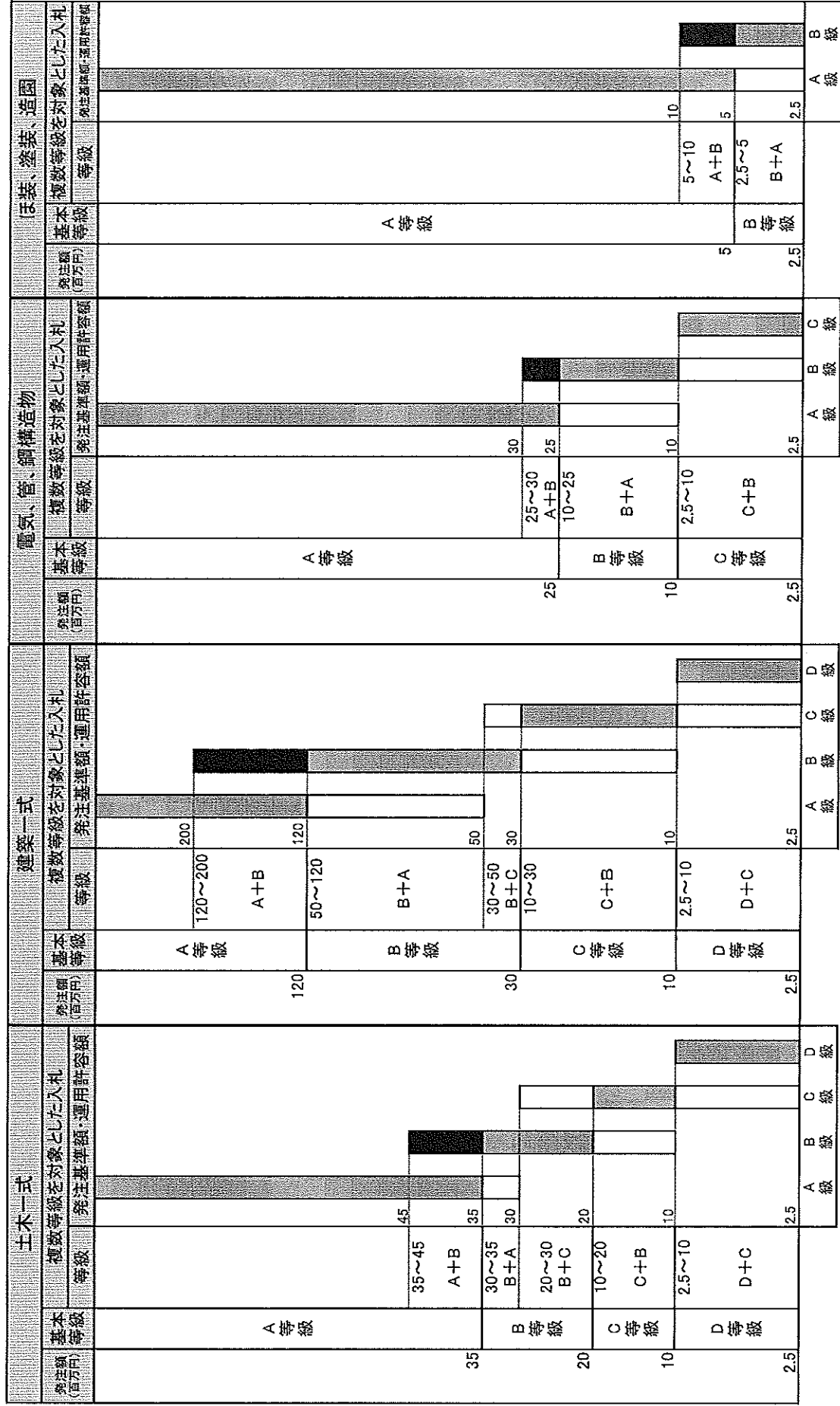
別添資料 1

分類	評価項目	評価内容	評価基準	改正後	現行
(A) 企業の技術力 6・0点	(a)同種工事の施工実績の有無	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	0.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b)工事成績 〔業種：〇〇〕	福井県または国土交通省が発注する過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.0
			75点以上 80点未満	2.5	2.0
			70点以上 75点未満	1.5	1.0
			70点未満	0.0	0.0
	(c)優良工事表彰の有無 〔業種：〇〇〕(追加)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無 (改正前：3年間)	受賞あり	0.5	—
			受賞あり（知事賞）	—	2.0
			受賞あり（部長賞）	—	1.0
受賞なし			0.0	0.0	
(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5	
		未取得	0.0	0.0	
		小計	6.0	6.5	
(B) 配置予定技術者の技術力 3・5点	(a)同種工事の施工経験の有無	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	0.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(c) (新) 優良工事表彰工事における経験の有無 〔業種：〇〇〕	配置予定技術者について、過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	経験あり	1.0	—
			経験なし	0.0	—
小計	3.5	1.5			
(C) 企業の地域性・社会性 5・5点	(a)地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所あり	2.5	1.0
			工事実施市町の土木管内に主たる営業所あり	1.0	—
			上記以外	0.0	0.0
	(b)社会貢献度	福井県、福井県内の市町、国土交通省（福井県内の事務所）のいずれかと緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	0.5
			災害協定の締結なし	0.0	0.0
	(c)地域貢献度	県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無（過去2年間）	実績あり	1.0	0.5
			実績なし	0.0	0.0
	(d) (新) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の下請けへの活用	下請企業を福井県内から選定する。	0.5	—
			上記以外	0.0	—
	(e) (新) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目に県産品を活用する。	0.5	—
			上記以外	0.0	—
小計	5.5	2.0			
満点	15.0	10.0			

※ 標準型については、技術提案の配点を10点から15点に拡大し、満点を20点から30点とする。

別添資料2

工事発注における運用許容額の拡大について



..... 発注基準額
 これまでの運用許容額
 今回運用許容額を拡大する部分